

就学援助制度について

就学援助制度とは、お子様が学校で学習するために必要な費用を保護者が負担することが困難な場合、一定の条件を満たしていれば、島本町教育委員会が、その保護者(家庭)に対してその費用を援助する制度です。

1. 申請から認定まで

- ① 保護者が役場の受付場所に行き、申請します。(6月中旬～6月下旬)
- ② 単年度の認定なので申請は毎年行います。
- ③ この期間にかかわらず、生活の状況が変わった場合、その時点で申請できます。
- ④ 教育委員会の審査があります。条件にあわない場合は却下されることもあります。(7月中旬)

2. 援助費の内容 (小学生の場合) (平成29年度)

費目	内容・金額など
学用品費・通学用品費・校外活動費	年額 1年生 12,990円 2年生～ 15,220円
新入学児童生徒学用品費	20,470円
学校給食費	保護者負担額
宿泊を伴う校外活動費	3,620円を限度として実費
修学旅行費	保護者負担額
医療費 ※治療前に学校に「医療券」の交付を申し出て、 受領してから病院などに行ってください。 ※日本スポーツ振興センター災害共済金の掛け 金は免除となります。	学校の定期健康診断で見つかった次の疾病 トラコーマ及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿か 疹(とびひ)、中耳炎、慢性副鼻腔炎(蓄膿症) 及びアデノイド、寄生虫病(虫卵保有を含む)、 う歯(虫歯)

※詳しい内容は、毎年5月下旬に配布する島本町教育委員会発行の「就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。

お問い合わせ先：島本町教育委員会事務局 教育総務課 (075-962-0390)